



発行所 岡垣町役場 責任者 岡垣町長 印刷所 大和印刷所 電話(宗像)2027番

議会だより

第三回臨時町議会を四月十八日午前九時三〇分、岡垣町議会議事堂に召集され、次の議案を議決した。

記

Table with columns: 寄附年月日, 寄附者住所氏名, 寄附物件, 寄附目的. Includes items like Yamaha pianos, musical instruments, and educational equipment.

議案第二六号

寄附の受入れについて 次のおり寄附の申入れがあったので、これを受取ることについて、地方自治法第九六条第一項第八号の規定により、議会の議決を求める。

議案才三三三号

専決処分の承認について 地方自治法第一七九条第一項の規定により、左記のとおり専決処分したので、同条三項の規定により、これを報告し、承認を求める。

議案才三五号

議長選挙について ○吉木一六九九 太田金平議員

議案才三六号

副議長選挙について ○海老津一三九五 木原善次議員

記

昭和四一年度岡垣町一般会計補正予算(第六号)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出、それぞれ二〇万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三〇四、六六六千円とする。

議案才三四号

岡垣町農業共済条例の一部を改正する条例の制定について 法の改正により条例の一部を改正する必要が生じたため。

○日、午前九時三〇分、岡垣町議会議事堂に召集され、次の議案を議決した。

副委員長 平井 政秀

委員 石田 義麿

委員 岩崎 一樹

委員 旗生 武徳

委員 花田 満

○厚生経済常任委員会

委員長 河原 安八

副委員長 川原 清彦

委員 秋武 勲

委員 細川 光利

委員 太田 金平

委員 木原 善次

○土木常任委員会

委員長 木原 寿雄

副委員長 麻生 一男

委員 石田 輝男

委員 小早川 亨

委員 石田 博愛

委員 宗岡 輝雄

監査委員の選任について

○波津一九一 河原安八

議案才四〇号

中間市速賀郡四カ町環境衛生施設組合議会の議員選任について

○組合議員 太田金平

〃 河原安八

議案才四一号

速賀郡芦屋町外二カ町競艇施行組合議会の議員選任について

○組合議員 太田金平

〃 木原善次

〃 広渡松雄

議案才四二号

速賀郡岡垣町外三カ町伝染病院組合議会の議員選任について

○組合議員 太田金平

〃 河原安八

議案才四三号

岡垣町々営住宅入居者選考委員会委員の選任について。

○選考委員 宗岡輝雄

〃 小早川亨

〃 石田義麿

議案才四四号

岡垣町農業共済損害評価委員会委員の選任について。

○委員 旗生武徳

花田 満

〃 広渡孝之

議案第四五号

岡垣町国民健康保険運営協議会委員の選任について

○委員 木原善次

〃 河原安八

〃 川原清彦

議案才四六号

岡垣町消防委員会条例(昭和二六条才一〇号)を廃止する条例。

○消防組織法の改正による

議案才四七号

岡垣町鍋田開拓里道の廃止について

路線名 鍋田開拓農道

起点及び終点 鍋田地内

巾員二、五米 五八五米

〃 二、〇米 三一三米

議案才四八号

中間市速賀郡老人福祉施設組合議会の議員選任について。

○組合議員 太田金平

議案才四九号

専決処分の承認について 地方自治法一七九条第一項の規定により、左記のとおり専決処分したので、同条三項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

昭和四一年度岡垣町一般会計補正予算(才七号)

才一案 歳入、歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ一〇万円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ三〇五、六六六千円とする。

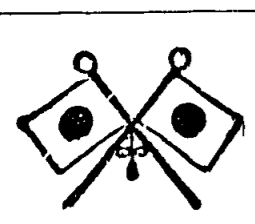
才二案 地方債の補正県道原

―海老津線舗装に対する町負担金及び県道若松―芦屋―福岡線(海岸道路)建設に対する町負担金に対する事業債。

祝祭日には

国旗をたて

まじり



六月一日は人権擁護委員法が制定されて十八周年になります。その間、人権思想は着実に国民の間に根をおろしつつあり、喜ばしいことです。

しかしなお、自分勝手に振舞い、他人の迷惑には平気でいる人も多く、暴力等による自由の侵害と強制、私的制裁、村八部差別待遇、人身売買、宗教団体への強制加入、公害などの人権侵害が発生することがあります。

こんなとき、自分の正しい言い分をひっこめ、相手のいいなりになることは、自分を失ったも同じで、憲法で保障する。基本的人権を自ら放棄することになります。

他人がまちがった考えを押しつけてきた場合、自分の正しい言い分を主張する勇氣も必要です。

まわりの人達とは円満に、仲良くしていかなければならないことは、いうまでもありませんが、それは泣き寝入りするとい

うことではなくて、お互いの権利と義務とを十分に理解したうえで、つまり自分だけのことでなく、相手の立場もよく考えて、行動するということが大切です。

それによって、明るい平和な社会生活が営まれるのですが、もし、人権が侵害されたら、ためらわずにもよりの人権擁護委員にご相談下さい。

人権擁護委員は、未然に人権侵害を防ぎ、すでに、侵された人権侵害については、公正な立場にたつて、みなさんの人権を守るため、適切な処置をとってくれます。

この相談は、無料でお引き受けし、秘密は十分に、守られますから遠慮せず相談して下さい。本町の委員の方々は、次のとおりです。

- 戸切 石田 一雄氏
- 内浦 長畑 光子氏

(福岡法務局小倉支局)

昭和四十二年度

稲作情報

才一号 (五月二十八日発行)

産 業 課

苗代管理と本田準備作業について

本年度は健苗育成の主旨が徹底し、あわせて種まき時の天候にも恵まれて、苗の発芽および初期の生育は一般的に順調に経過しています。

これから先苗代期間中にかけては、次の点を考慮のうえ健苗の育成につとめ、あわせて本田の準備作業をはじめましょう。

I 苗代期の気象予報

五月第六半旬は一般に高気圧におおわれて、晴れの日が多く気温も平年より高い日が多い。しかし、九州附近を通る低気圧の影響で、二十八日夜半から、二十九日にかけて、全般に雨が降る見込である。

六月に入っても、前半は大平洋高気圧が発達し、夏らしい天

天の日に芽干しを行なうようにつとめる。

本葉二枚の展開時よりは、徐々に床面上に水を張る。しかし、比較的乾いた苗代では、一時にたん水に切りかえず順次水にならして常時たん水に切りかえる。

なお、苗代後半に水が切れると、苗とりが困難となるため、水不足の地帯では床面上に水が切れないようにとくに、留意する必要がある。

二、苗代追肥は注意がかんじん苗代肥料は原則として元肥主体であり、追肥の必要性は少ない。なお、現在の苗代からみれば、追肥は必要ないと思はれる。ただし、今後苗代末期に葉色がおちる地帯では、苗とり四〜五日前に若干の窒素質肥料(㎡当り窒素成分量1〜2g)を追肥する。追肥の方法は必ず水肥とし、落水後如露で散布する。

この苗代末期の追肥は、発根力を大きくし、田植後の活着を促進する効果があるが、施用時期が早すぎると根が伸長して、苗取りが困難になり2〜3日前の施用では、効果が少ない。また、施肥の量が多すぎると苗が徒長するので、施肥の時期や量については、注意を要する。

三、病害虫の発生予察と防除方法
(1)病 害
いもち病
山間部の窒素過多の苗代では、六月中旬頃から葉いもちの発生が多くなるので、本病とウンカ、ヨコバイの防除をかねて、薬剤散布を行なう。なお水銀剤は、昭和四十三年度から全面的に使用規制になるので、使用法になれる意味からも、つとめて非水銀剤により防除を、実施することが望ましい。

(ア)ニカメイチュウ
越冬後の密度は平年より少いが、前年より多く、幼虫の体重は平年よりはるかに重く90mgをこえている。(平年平均75mg)このことは、多

発へ動くあらわれであり、また、後期発蛾量が多くなる原因と思われる。また、筑後地帯、都市近郊では越冬密度がかなり高いところもあるので注意を要する。防除は苗代よりも、本田での防除を重点に考える。

(イ)ウンカヨコバイ類(ウイルス病を含む)
ツマグロヨコバイ、ヒメト

ピウンカでは、現在の密度からみると、全般的には平年並(38年〜41年)程度の発生が予想されるが、福岡、行橋農林管内は他地区にくらべて、密度が高い傾向にある。萎縮病、縮葉枯病とも第二回成虫が媒介の主力と、考がえられるので、ニカメイチュウとは、逆に苗代期の防除に重点をおき三〜四回の薬剤散布を実施する。田植の早い地区でもやはり、才二回成虫の最盛期が防除時期に交りはないので、防除時期の後半が本田にかかることになる。

(ウ)キリウシガガンボ
四、五月の発生量が多いので、苗代では昨年程度の被害が予想される。苗代設置前の防除がのぞましい。試験場の休閑田での試験ではダイアジノン(34%)スミチオン、スミ

ナック、パラチオン、エルサン、DDVPの各乳剤が効果が高い。苗代での防除は、播種前に行う必要があるが、播種後に防除する場合はやきもみからのために、効果低下のおそれがあるので、濃度を高めにして(大体千倍、ダイアジノンのみは六八〇倍)かつ二段防除の方法をすすめる。すなはち、第一回めの散布後約一時間後にさらに第二回めの追い打ち散布を行なう。最初の散布で虫は土表面に出現してくるので、この時にさらに追い打ちをかける。
(3)その他防除方法は昭和四十二年の防除基準によること。

本田の準備作業

珪酸質資材等を全面散布し、十分混和するように早目に耕起碎土を行なう。施肥の量は、施肥基準どおり実施する。なお、

漏水が少なく夏期に土の還元が著しくて、根をいためるような地域では、灌水前に土塊をよく碎き、灌水後の代がきは、出来る限り簡単に行なう。代がき回数も多くすると、土壌が固りやすく、土壌中への酸素の供給が悪くまた、深植の原因にもなりやすい。

道路交通法施行規則及び

福岡県道路交通法施行細則

- (公安委員会規則)の一部が改正され、本年四月一日から実施されることになりました。
- 改正の趣旨は、現下の交通実態の推多に対応し、多発傾向にある交通事故防止を図るため、皆さん方に一番身近かな改正でございませうから、よく知っていただき、事故防止に役立てるためお知らせします。
- 一、安全運転管理者をおこななければならぬ範囲が、五台以上に拡大されました。(自動二輪車は一台を〇、五台として計算します)
 - 二、運転免許(更新申請を含む)を受けようとする人は、申請書に、精神病者、精神薄弱者、てんかん病者、またはアルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者で、あるか、ないか、の医師の診断書を添付することになりました。
 - 三、二輪車(自動二輪車、原付自転車、自転車等)を運転するときは、かさをさし、物をもち、又は物をかつぐなどのいわゆる片手ハンドルは見透しが悪くなったり、不安定であるので、交通ひんばんな道路路では禁止されました。
 - 四、下駄、スリッパ等、足に密着性のないはきものは、運転操作、不安定であるので、このようなきものはいて自動車原付自転車等(軽車両は除く)を運転することが禁止されました。
 - 五、交通ひんばんな道路では、自動二輪車、原付自転車にまたがらないで乗車し(水平乗り等)又は、後部に乗車させて運転してはならないことになりました。
 - 六、積雪、凍結時には、タイヤチェーン、スノータイヤ等を装着してない自動車の通行が禁止されました。
 - 七、進行中の車両から、正当の理由なく、腕、足、その他身体の一部、又は物件を突き出すことが禁止されました。
 - 八、軽車両の尾灯に代るものとして、着装に簡便かつ効果的な反射テープ(スコッチテープ)を使用することが出来ることとなりました。

農繁期の盗犯防止について

農家のみなさん、毎日ご多忙なものと存じます。農繁期には、家を留守にされることが多く、そのため、ゴッソリ盗む「アキス」などが多くなります。家を留守にされるときは勝手口などをもう一度たしかめてから、仕事に出かけるようにすることが肝心です。

つぎのことを守って犯罪にからぬようにいたしましょう。

△まとまったお金は家におかないようにしましょう。

◎戸締りは丈夫な鍵をかけまし

少年に よい環境を!

「児童はよい環境の中で育てられる」と宣言している児童憲章を引きあいだすまでもなく少年を守るためには、明るい社会環境が大切です。

しかし、現実の社会には、性と暴力を売りものにするような不良雑誌や、看板、映画、ポスターなどがはんらんし、人々の眉をひそめさせています。

福岡県では「福岡県青少年保護育成条例」があり、見せたり読ませたくないエロ、グロムードの映画や、雑誌広告などの指定を県民の誰もが、知事へ要請できることになっていきますのでこれらのものを心をあわせて追放しましょう。

みんなの願い交通事故をなくしましょう

はとめられない。

◎一秒待つ心のゆとりが身を守る。

みんなの力で交通事故をふせぎましょう。

以上折尾警察署から交通事故をなくすためのお知らせです。

けしの栽培

けしについて

初夏になると色とりどりに咲きほこる「けし」の花が、家庭の庭や、畠などで見かけることがあります。

「けし」は許可を受けないで栽培すると、処罰されます。

昨年は、折尾警察署の所持区域内で許可を受けないでけしを栽培していたものが五件ありました。

「けし」の栽培について、わからないことがあれば、警察署か、または保健所などにお問いあわせ下さい。

折尾警察署

電話六九一〇三三一



折尾警察署

△バイク、自転車などを施錠せず、庭先などに放置しないようにしましょう。

◎泥棒は音と灯(あかり)には弱いので防犯ベルとか、防犯灯をつけましょう。



皆さまもご承知のように、ただいま春の交通安全運動が行なわれています。交通事故は毎年増加の一途をたどっています。折尾警察署管内では、本年四月末現在で一五名の尊い生命が、交通事故で失なわれました。悲惨な交通事故からあなたを守るため、次のことに気をつけて下さい。

A 歩行するとき

- (1) 道路は右側を歩いて下さい。
- (2) 道路を横断するときは、回り道になっても、横断歩道を手をあげて渡るようにして下さい。

- (3) 夜の外出は車に用心しましょう。
- (4) 小さい子供さんを一人歩きさせることはやめましょう。
- (5) 夕食後のひととき、事故防止についての話し合いをしましょう。

- (6) 車の直前、直後の横断はやめて下さい。

B 自転車に乗るとき

- (1) 必ず左側を一直列に進みましょ。
- (2) 必ず信号機の信号に従いましょ。
- (3) 右折するときは、右手を水平にあげて、合図をするか一時停止して左右の安全を確認して右折しましょ。
- (4) 踏切では必ず一旦停車をしましょ。
- (5) 酒を飲んだら自転車には乗らないようにしましょ。
- (6) 夜は灯火をつけましょ。
- (7) ブレーキの整備に心がけましょ。

C ご家庭の奥さん(停車して実施)

- (1) 無免許運転はやめさせて下さい。
- (2) 飲酒運転はやめさせて下さい。
- (3) スピードを出しすぎないようにして下さい。

- (4) 車に乗るときは、ヘルメットをかぶらせて下さい。
- (5) 子供さんを学校、幼稚園に送り出されるときは、もう一度右側通行、自動車、横断に気をつけるよう、愛の声をかけて下さい。
- (6) 子供さんが、道路でボール投げをしたり、遊んだりすることは危険ですからさせないようして下さい。
- (7) 時間に遅れたり、忘れ物をすると、こどもは無中で走り出すから危険です。時間には余裕をもたせて送り出すようにして下さい。
- (8) 子供の大きな事故は道路への急な飛び出し、車の直前直後の横断、または道路での遊びとなっています。
- (9) 子供は、ひとつのことに夢中になると、前後のみさかもなく、動きますので、道路を歩くときはだけは落ちて行動させるようにして下さい。
- (10) あぶない歩き方や、道路での遊びを見たら、よそのこどもでも皆んなで注意してやりましょ。

D 商店のみなさん

- (1) 道路にいろいろな物を放置すると、交通事故の原因となりますので、このようなことのないようにして下さい。
- (2) 自動車を道路上に長く駐車して、他人に迷惑をかけるないようにして下さい。

交通事故から生命を守りましょ

折尾署管内では、今年に入ってから、すでに交通事故で八名の人が死亡されました。悲惨な交通事故から「あなた」を守るために、次のことに気をつけて下さい。

1、自転車に乗る人は

- (1) 必ず信号機の信号に従いましょ。
- (2) 左側を一直列に進みましょ。
- (3) 右折するときは右手を水平にあげて合図をしましょ。

- (4) 踏切では必ず一旦停車をしましょ。
- (5) 酒を飲んでから自転車には乗らないようにしましょ。
- (6) 夜間は灯火をつけましょ。
- (7) ブレーキの整備に心がけましょ。

※実例

- (1) 本城で飲酒した自転車乗り

航空自衛隊芦屋基地

「航空参考館」設置趣意書

航空自衛隊は日本の空の防衛力として、昭和二十九年七月発足してから本年で早や十三周年を迎えることになりました。

要領は、次のとおりであります
一、収集期間
昭和四十二年四月から同年八月まで、収集期間としておりますが、それ以後も引続いてお願い致します。

二、対象品

この間幾多の困難がありましたが、国民各位の御鞭撻と、御支援の下に着々と態勢を確立し我々航空自衛隊員は、旧陸海航空部隊の誇り高き伝統を継承し諸外国の長を学び短を補ない、物心両面に亘るあらゆる困難を克服して、今や日本の空の平和と安全を維持するに足る実力を備えつゝあります。即ち物的には、有人機最後の戦闘機と云われる栄光「F104J」の装備または優秀な性能を誇るバツジシステムあるいは、ナイキ誘導弾の導入等着々と、その実をあげておりますが、ここでも最も大切なことは、これらのものを運用するのは、人であるということです。

戦没または、殉職された旧陸海軍の航空関係者の遺品、遺書、遺影等を対象とします。現在生存されておられる方で旧陸海軍の航空に関する品物等を所持されておるもの。
三、方法
(一) 寄贈品
芦屋基地航空参考館において、寄贈された方の御芳名等を明記して、末永く展示させていただきます。

(二) 貸与品

この精神面の一層の充実をはかるため、航空自衛隊芦屋基地では、創立七周年記念行事の一つとして、航空参考館を設置し、広く九州全域から、旧軍航空関係の戦没者、殉職者等の遺品、遺書、遺影等を寄贈、または、貸与して頂き、これらを航空参考館に展示し、広く部内外に対してその、偉業を顕彰し、末永く展示するとともに、将来光栄ある航空魂の伝承の場として、また、私共の精神修養の資とさせて頂きたいと、考えるわけがあります。

貸与期間は短かくても、長くてもかまいません。寄贈品と同じ要領で芦屋基地航空参考館に展示させて頂き期限終了とともに、御約束どおり、直ちに御返し致します。よろしかったら御契約を更新して、更に御貸与を頂ければ、一層幸甚に存じます。御貸与品は御要求があれば、何時でも御返し致します。

四、連絡先

福岡県速賀郡芦屋町航空自衛隊芦屋基地広報班航空参考館設置担当係
TEL 芦屋 0981-109 八三番内線二五八番
御連絡にもつぎ、部隊から責任者を派遣致します。(別

紙により御連絡下さい。)
 これらの遺品等は、家宝あるいは、故人の形見として、大切に保管されておるものばかりと存じますが、先輩に負けない立派な航空自衛隊員に、なりたいたい
 昭和四十二年四月
 航空自衛隊青屋基地司令
 緒方 奨

“だいじょうぶでしようか”

あなたの国民年金

● 恩給などを受けている方は届出を……

恩給や、公務扶助料、退職年金、遺族年金などを受けていながら、届出をしていない方はいませんか。未届のまま福祉年金を受けていますと、いままでも受領された分の全部、または一部を返納しなければならぬことが、ありますので、御注意下さい。

● 未受領の年金がある方は……

老令、障害、母子など、福祉年金受給者が万一死亡され、未受領の年金があるときは、受給者の死亡後六カ月以内に証書を添えて遺族の方が請求し、受領して下さい。

町民体育祭終る

五月二十八日午前九時から岡中で、第三回町民体育祭を実施好天気に恵まれ盛会だった。結果は次の通り。

- ◎ 小中学生各区分対抗リレー
 - 一位 吉木 二位 高陽
 - 三位 百合野 四位 糠塚
 - 五位 白谷 六位 東松原
- ◎ 各区各層対抗リレー
 - 男子の部
 - 一位 東山田 二位 高陽
 - 三位 吉木 四位 糠塚
 - 五位 東海老津 六位 白谷
 - 女子の部
 - 一位 吉木 二位 高陽
 - 三位 高塚 四位 高倉
 - 五位 海老津 六位 野間
- ◎ 五千米マラソン
 - 一位 入江 秀敏 高校生
 - 二位 西岡 良治 “
 - 三位 藤村 公男 青年
 - 四位 入江光二郎 “
 - 五位 奥田 常夫 中学生
 - 六位 木村 次男 “
- ◎ 砲丸投
 - 高田和夫 坪田茂明
 - 奥田義数 諸隈健治
 - 山本 淳 上部和之
- ◎ 走中跳
 - 坪田茂明 古川光典
 - 占部久義 奈木野
- ◎ 走高跳
 - 尾山勝一 野中 小鏡
 - 広波要次郎 小松河野
- ◎ 四百米
 - 餅原 石松照美 門司勇二
 - 江頭 高田 斎藤 立野
- ◎ 千五百米
 - 西岡良治 (高校)
 - 江頭 “ “
 - 奥田 満 (中学)
- ◎ 百米競走
 - 東山田 坪田 十二秒一
 - 西山田 小鏡 十二秒二
 - 糠塚 長畑 十二秒四
 - 新海老津占部久義 十二秒六
 - 糠塚 二村正英 十三秒一

須藤駿河守行重

その家は手野の小堀にあったというし、その墓は、手野久世原の小高い古墳のそばにあり、手野の人はそこを「どうまん様」と呼んでいる。(写真)

折尾の郷土史家境忠二郎先生の言によると、須藤氏は、関東下野国から、この附近を治めるため下って来た、司政長官について来た。『さむらい大将』で芦屋釜の棟領である。

足利義政の頃は、いわゆる東山時代とい、茶の湯が非常に流行した時代で、芦屋釜は、雪舟や狩野の巨匠の画を鑄入した精巧なものを鑄たり、菊桐の紋の入った釜を宮中に献上したので、非常に珍重



湯川山登山道

岡垣山の会は、毎月どこかの山に登っているが、三月二六日下見に登り、四月二三日の日曜日、十人ばかりで、内浦成田山

本堂の真裏から、湯川山の頂上に直接登られる登山道をきりひらいた。大仕事だったが、お蔭で、成田山から頂上まで、三十分で簡単に登られる。大いに利用して下さい。



めに」と刻んである。延徳三年といえ、西歴一四九一年で、今から、四七六年前、戦国時代が始った頃で、足利義政が銀閣寺に移って八年目、桶狭間の戦より七〇年も前のことで、その頃あれ程立派なものが、鑄造されている。

この外鐘崎の織幡神社や、内浦海蔵寺にも寄進があり、海蔵寺境内には「為須藤家麻生家菩提」の石碑が建っている。

須藤氏は一日に千町耕作していたというが、田植えしていたら、あと少して済むのに、太陽が湯川山に沈みかけたので、太

陽をまねき、呼びもどし、日の暮れないうちに、田植をすませたという。これは、全国的にある伝説だが、遠賀療養所バス停附近をまねきのはな(招舞)という。

ちなみに毘沙門天とは、四天王或いは十二天のうち北方の守護神で、福德富貴の神としても尊崇され、後世七福神の一ともなる。

広く仏法を守護する役を表わすため、武装念怒形をとる。高倉神社にあるものは、あまのじやく々をふみつけている。

(公民館主事)

日脳(日本脳炎)の流行時期が

きました。お互いに健康を守るため是非熟読下さい。

一、日本脳炎とはどんな病気か

日本脳炎の潜伏期は四日から四日と云われています。発病は急激で、何んの前ぶれもなく、突然おこることが多く、さむけ、ふるえ、高熱、はげしい頭痛や、めまい、はきけをきたし頸部の筋肉が硬くなり、亢奮して、頭や、手足を動かしてあげられる。五日位すぎると、沈静状態となり、嗜眠状態から、無意識状態に陥ります。高熱は一週間位続いてから、少しつつ下がりますが、又手足を動かしてあげられることがあります。言語障害に気がつくのは、この頃で、経過の良好な時は、三週間位によりやく正常に話をするようになりますが、手足の痺痺はなかなかよくなりません。致命率は、四〇%位、四肢の運動障害や、白痴などの精神障害を残すもの三〇%位、罹患者の六〇%から七〇%が死ぬか、又は痲疾者になると云う恐ろしい病気です。

二、流行の状況

昭和二三年の流行以後は、地域差がなくなり、全国的に平均化して発生するようになり、毎年二千人から、四千人の患者が

出ています。季節的には、気温の高い夏期が最も多く、五、六月から発生して、十月頃には大体終熄します。年令層では、子供で、十才以下が半数を占めています。又老人にも相当に見られるようですが、とくに近年壮年層にも多くの患者が出ています。男は、女に比して稍、罹患者が高くなっています。

三、伝染経路

日本脳炎は蚊によって伝染します。蚊が吸血する時、人、又は動物の血液にある病毒(ウイルス)を健康者にうつします。ウイルスを媒介する蚊は「コガタアカイエ蚊」と「アカイエ蚊」です。夏になれば、蚊に刺されますが、たとえウイルスを持っていても、必ずしも発病するとはきまっています。発病する人は僅かです。大多数の人は、自分自身の抵抗力によって、健康のまま知らないうちに免疫が作られていきます。こうしてだんだん大人になると、殆んど人は自然に日本脳炎に感染して、免疫を獲得していきます。若し不幸にして発病すれば、特効的な治療薬が未だなく、しかも致命率後遺症の高い病気ですから、子供にとっては、その予防が極めて大切で

四、予防対策

予防の方法として、次のとおりです。

- (ア) 一般的な注意。
 - 一、過労を避け、睡眠を十分にとること。
 - 二、栄養を十分にとること。
 - 三、日光に長時間、曝されることをさける。
 - 四、蚊に刺されないようにすること。
- (イ) 蚊の駆除

蚊に刺されないように生活の工夫をする。例えば吸血活動の盛んな日没後、夜明などに蚊帳を使用。コガタアカイエ蚊等は、夜間にもっとも活動力があり、昼間は草むら、水溜りに棲息していると思われるので、下水道、豚舎、鶏舎、周辺と合わせて駆除に努めること。
- (ウ) 予防接種

患者の半数以上が死亡するか白痴、不具になるといふ悲しい病気であり、しかも現在特効薬が発見されていない現状では、発病を守る積極的な方法は、予防接種です。この接種によって発病を阻止し得る

免疫性を与えておくことが、特に必要なのであります。なお、本年も高温多湿と思われるので、本町も左記日程により、予防接種を実施致します。健康保持のため、是非この予防接種を受けられるよう希望します。

記

(第二回目)

- 六月十二日 十三時より十四時 三十分まで内浦、占部医院
- 六月十三日 十三時より十四時 三十分まで役場
- 六月十五日 十三時三十分より 十五時まで海老津加藤医院
- 六月十六日 十三時より十四時 三十分まで高陽有山医院

(追加)

- 六月二十一日 十三時より十四時 三十分まで役場
- 六月二十二日 十三時三十分より 十五時まで海老津、加藤医院

(住民課)

武内氏 出土品寄贈

野間の武内敏夫氏所有地、県道横の古墳から、写真のような銅鈴、金環銅鏡、杏葉二個(馬具の飾りで金メッキ)銅帯先(金鍍金)銅帶止金具(馬具)鉄鏃、勾玉、丸玉、土器の破片が発見された。各新聞に出たので御承知のことと思うが、警察に

出されたので、武内さんが引きとられ、岡垣町教育委員会に寄贈された。それが写真の箱入りの分、四十年前位前、同じ古墳から土器、刀等が発見され、武内さんは高倉神社に十数点寄贈された。それは台の上の物。七世紀頃(今から千二百年位前)のものだろう。

